

令和5年8月1日

お客さま各位

奄美信用組合

カードローンにおける相続発生時の取扱いについてのお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、奄美信用組合のカードローンにおいてご契約者様が亡くなられた際に、契約規程に定められた、期限の利益喪失事由である「相続の開始があったとき」に該当するとし、期限の利益を喪失させ一括返済を請求することがありました。

奄美信用組合ではこの取扱いを見直し、カードローンにおいて「相続の開始があったとき」のみを理由として期限の利益を喪失させ一括返済を請求しないことと致しましたのでお知らせいたします。

なお、別の事由（返済遅延等）により、他の期限の利益喪失事由に該当した場合のお取扱いについての変更はございません。

カードローンを相続されたお客様は、ご返済等の相続後のお手続きにつきましてはお取引店にご相談いただきますようお願い申し上げます。

【ご参考】

この度、カードローン契約規程の期限の利益喪失事由から「相続の開始があったとき」を削除した主なカードローンは次の通りです。

- しんくみカードローンかけるくん
- しんくみカードローンかけるくんII

なお、上記以外のカードローンについても、「相続の開始があったとき」を事由として期限の利益を喪失させ一括返済を請求することはありません。

以上